

「ひたち子どもプラン 2020」点検・評価報告書
(令和2年度事業)

令和3年12月

【日立市保健福祉部】 子ども局子育て支援課
子ども局子ども施設課
健康づくり推進課

【日立市教育委員会】 生涯学習課

目次

I 「ひたち子どもプラン2020」の点検・評価について	
1 目的	1
2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）	1
3 点検及び評価の基本的な考え方	1
4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）	1
5 点検・評価のスケジュール	2
II 「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和2年度事業）【概要】	4
III 「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和2年度事業）【詳細】	6
1 教育・保育	
(1) 1号認定（満3歳以上 保育の必要性なし）	6
(2) 2号認定（満3歳以上 保育の必要性あり）	6
(3) 3号認定（満3歳未満 保育の必要性あり）	6
2 地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援事業	7
(2) 地域子育て支援拠点事業	7
(3) 時間外保育事業	7
(4) 一時預かり事業	7
(5) 病児保育事業	8
(6) 妊婦健康診査事業	8
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	8
(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、新・放課後子ども総合プラン）	8
(9) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	9
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	9
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	9
3 母子保健事業	
(1) 不妊治療費助成	10
(2) 不育症治療費助成	10
(3) 産後ケア	10
(4) 乳児健康診査 第1回（3～6か月）	10
(5) 乳児健康診査 第2回（9～11か月）	10
(6) 幼児健康診査 1歳6か月児健康診査	10
(7) 幼児健康診査 3歳児健康診査	10
(8) 予防接種 4種混合	10
(9) 予防接種 麻しん風しん（1期）	10
(10) 乳児1か月健康診査	10
(11) 幼児健康診査等事後指導（のびっこくらぶ）	11
(12) 幼児健康診査等事後指導（のびのび相談）	11
(13) 幼児健康診査等事後指導（発達相談支援）	11
(14) 妊婦訪問	11
(15) 幼児訪問	11
(16) いのちの教育 小学校	12
(17) いのちの教育 中学校	12
(18) ライフプラン教育 高等学校	12
(19) 食育推進事業	12
(20) 歯と口の健康教育	12
(21) がん予防・生活習慣病予防教育	12
4 その他の意見	13

I 「ひたち子どもプラン2020」の点検・評価について

1 目的

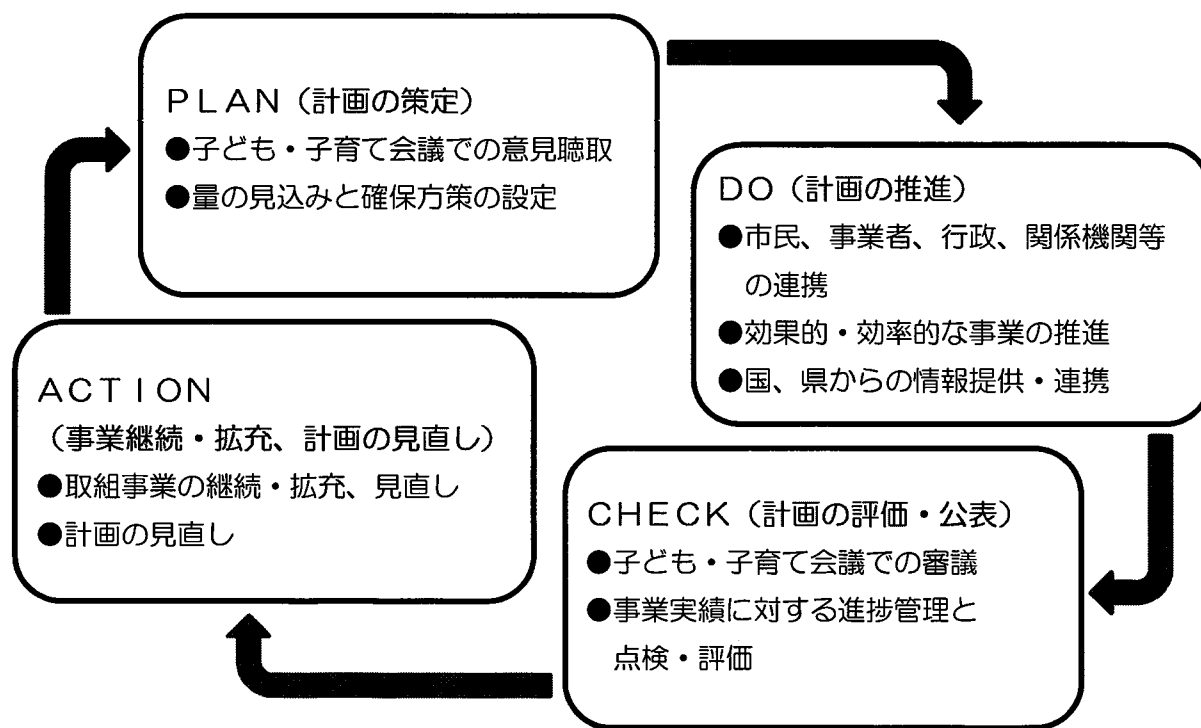
日立市子ども・子育て支援計画で定めた5年間の量の見込みと確保方策に基づき、各事業の進捗状況の点検・評価を行い、計画的に施設・事業を提供するとともに、各種の子ども・子育て支援施策を着実に推進するため実施する。

2 計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し）

計画の推進体制を構築し、PDC Aサイクルを確保する。

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価するため、日立市子ども・子育て会議を定期的で開催し、その結果を公表する。

また、計画開始後、人口推計を上回る乳幼児人口の増加や、教育・保育ニーズの推移などにより、計画上の量の見込みと実際の需要に乖離が生じる事態が発生した場合には計画の見直しを行う。



3 点検及び評価の基本的な考え方

国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、日立市子ども・子育て支援計画第5章に掲げる、教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について、計画上の施策・事業の状況、実績数値などを基に点検・評価を行うこととし、日立市子ども・子育て会議に報告し、必要に応じて改善を図る。また、その結果を市ホームページ等で公表する。

4 点検・評価の進め方（各事業担当課による自己評価）

次の2つの評価を行う。

(1) 実数や利用希望者等に対して十分なサービス提供体制が整っていたのかを4段階で点検・評価をする。

A：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた（利用希望者等の85%以上が利用できる状況）。

B：対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況）。

C：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況）。

D：対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった（利用希望者等の50%未満しか利用できない状況）。

(2) 施策の計画数値と実績数値等を比較し、5段階で点検・評価をする。

S：計画以上に進んでいる（計画値に対する実績が100%を超）。

A：計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）。

B：ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）。

C：計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）。

D：大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）。

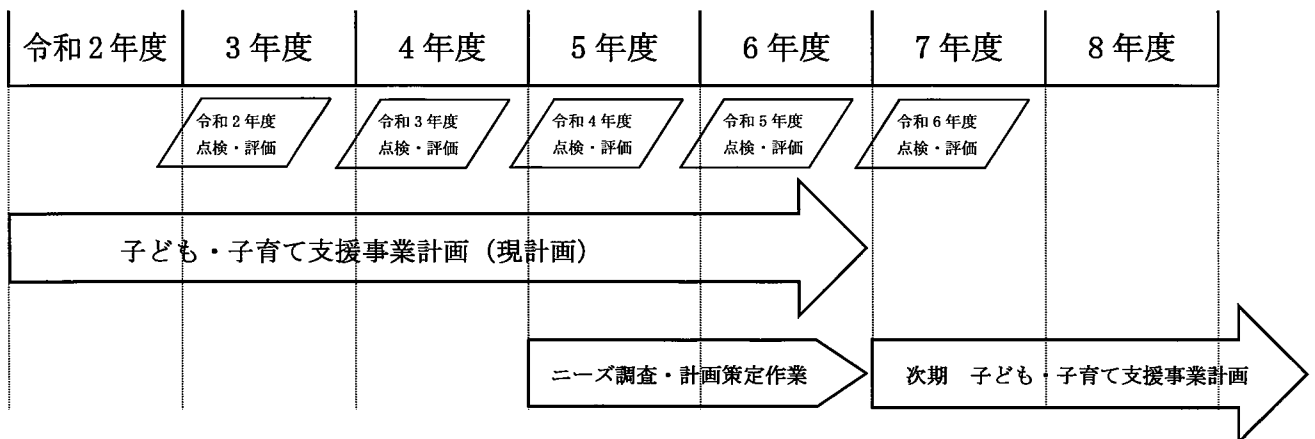
(3) 子ども・子育て会議委員からの御意見

(1) 及び (2) の各事業担当課による自己評価に対する各委員から御意見をいただく（会議資料として、委員からの主な御意見を評価シートに併記）。

(4) 計画の見直し

計画を進めていく上で、人口推計、需要など直近の実績等から計画を見直す必要が生じた場合は、計画の中間年（令和4年度）を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、見直し後の調整数値として評価シートに併記する。

5 点検・評価のスケジュール



【参 考】計画策定にかかる国の基本方針

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針（内閣府告示第159号（平成26年7月2日付け））

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（略）当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

Ⅱ 「ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表(令和2年度事業)【概要】

評価は、利用希望者等に対してサービス提供体制が整っていたかについて、次の4段階で評価した。

A	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の85%以上が利用できる状況)
B	対象者や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた。(利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況)
C	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制を一部整えられていなかった。(利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況)
D	対象者や利用希望者に対して、利用可能な体制が整えられていなかった。(利用希望者等の50%未満しか利用できない状況)

1 教育・保育事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	1号認定 (満3歳以上 保育の必要性なし)	(幼稚園等を利用する方)満3歳以上の小学校入学前の児童で主に保育の必要性がないときに認定する。	子ども施設課	A
(2)	2号認定 (満3歳以上 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)満3歳以上小学校入学前の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A
(3)	3号認定 (満3歳未満 保育の必要性あり)	(保育園や認定こども園を利用する方)3歳未満の児童で保育の必要があるときに認定する。	子ども施設課	A

2 地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援交付金対象事業)

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	利用者支援事業	幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業などの必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援などを行う事業	子育て支援課 健康づくり推進課	A
(2)	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業	子育て支援課 子ども施設課 健康づくり推進課	A
(3)	時間外保育事業 (※延長保育事業)	保育園及び認定こども園等で、施設が設定した利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する事業	子ども施設課	A
(4)	一時預かり事業【一般型】 (一時保育、預かり保育)	家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	子育て支援課 子ども施設課	A
	一時預かり事業【幼稚園型】 (一時保育、預かり保育)	家庭において保育が一時的にできない幼稚園等の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業	子ども施設課	A
(5)	病児保育事業(病後児対応型)	病気または病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	子育て支援課 子ども施設課	A
(6)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業	健康づくり推進課	A
(7)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	健康づくり推進課	A
(8)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業	教育委員会生涯学習課	B
	放課後児童健全育成事業 (新・放課後子ども総合プラン)	全ての就学児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、学習活動等を行う事業	教育委員会生涯学習課	A
(9)	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	育児ストレス、望まない妊娠、虐待の恐れがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業	子育て支援課	A
(10)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	子育て支援課	A
(11)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	子育て支援課	A

3 母子保健事業

	事業名	事業概要	担当課	評価
(1)	不妊治療費助成	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)に要した費用の一部を助成、及び不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(2)	不育症治療費助成	保険外医療を行った不育症検査及び治療に要した費用を助成する。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	健康づくり推進課	A
(3)	産後ケア	出産後4か月以内の支援者がいない、育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行う。	健康づくり推進課	A
(4)	乳児健康診査 第1回(3~6か月)	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期(生後3~6か月)、後期(生後9~11か月)の各1回を県内の医療機関に委託して行う。	健康づくり推進課	A
(5)	乳児健康診査 第2回(9~11か月)		健康づくり推進課	A
(6)	幼児健康診査 1歳6か月児健康診査	健康診査により、運動機能、精神発達、視聴覚障害等の異常の発見、早期療育を図る。また、基本的な生活習慣の自立等について適切な保健指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(7)	幼児健康診査 3歳児健康診査	医師・歯科医師等による健康診査及び視聴覚、尿検査を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	健康づくり推進課	A
(8)	予防接種 4種混合	百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ(4種混合)のうち、特に乳児に係ると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後3か月から接種を行う。	健康づくり推進課	A
(9)	予防接種 麻疹風疹(1期)	はしかと風疹を予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	健康づくり推進課	A
(10)	乳児1か月健康診査	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施する。	健康づくり推進課	A
(11)	幼児健康診査等事後指導(のびっこくらぶ)	小集団の中での遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。	健康づくり推進課	A
(12)	幼児健康診査等事後指導(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。	健康づくり推進課	A
(13)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めるとともに、必要により療育につなげる。	健康づくり推進課	A
(14)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。	健康づくり推進課	A
(15)	幼児訪問		健康づくり推進課	A
(16)	いのちの教育 小学校	思春期の子を対象に乳幼児とのふれあいや育児体験等の機会を通じて自他の生命を尊ぶ気持ちを育て家族の姿を認識できるよう支援する。また、思春期の子を持つ親等を対象に健康教育を実施し、思春期の現状や対応の仕方についての知識を普及する。	健康づくり推進課	A
(17)	いのちの教育 中学校		健康づくり推進課	A
(18)	ライフプラン教育 高等学校		健康づくり推進課	A
(19)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な発育を目指して望ましい食生活をすすめる支援をする。	健康づくり推進課	A
(20)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。	健康づくり推進課	A
(21)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病を予防するための講話を実施する。	健康づくり推進課	A

※「2 地域子ども・子育て支援事業」の(6)・(7)で評価をしている事業(2件)を除く

Ⅲ ひたち子どもプラン2020」点検・評価一覧表（令和2年度事業）【詳細】

1 教育・保育

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	内訳	R6年度計画値		実績		自己評価	令和2年度 自己評価の補正事項	評価
						1号認定	3～5歳年少教育のみ	1号認定	3～5歳年少教育のみ			
第5章 教育・保育等の 推進の取組方針 と「確実な質」と「確実な量」	(1)	1号認定 (第3歳以上保育 の必要性なし) 計画書P95～	1号は、満3歳以上小学校 入学者の増加に伴って保育の 必要性がないと判断される 児童、及び、保護者の状況 等から、保育の必要性が あると判断される児童の増加 が、保育の必要性を高める こととなる。幼児園や認定 こども園の入園希望者2人 （2号認定者）と2号認定 者との間に1号認定者も いる。	子ども相談課	■ ① (人)	1号認定 1,093	3～5歳年少教育のみ 1,544	1号認定 1,516	3～5歳年少教育のみ 1,516	A (100%)	〈実績〉 利用児童数は、利用定員の範囲内となっているが、利用児童数が利用定員を大幅に下回っている園がある。 〈計画値〉 定員と利用者数の差が大きいことから、公立幼稚園の定員見直し（適正配置）を進めている。	〔2号・3号認定〕 ・系統にニーズに呼んでいると思う。待機児童を0にするのは難しく、今後、保育の必要性と供給バランスの調整は続くと思つた。3号認定で、令和6年度までに取り入れる計画の「地域型保育事業」の活用については、市の人口の推移、出生数、保育の供給バランス等を見、メリット・デメリットを精査して慎重に進めてほしい。 ・年度途中においても、待機児童が発生しないよう、着目明け等の保護者が安心して預けられるよう、環境を整備をお願いしたい。
					■ ② (人)	2号認定 1,025	2号認定 709	2号認定 672	A (97.1%)			
(2)	2号認定 (第3歳以上保育 の必要性あり)	2号は、保育園や認定こ ども園を利用する際に、 満3歳以上小学校入学者 の児童と保育の必要性が あることと判断される。	子ども相談課	■ ① (人)	1号認定 1,624	1号認定 1,519	1号認定 1,640	A (98.7%)	〈実績〉 待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において1人発生している。（翌年度4月1日ではゼロとなっている。） 〈計画値〉 確保方針について、計画値を下回っているが、利用定員の増加分により、定員を上回って受け入れられている園もあり、ニーズに即した柔軟な対応ができた。令和2年4月から保育園が1園閉園し、そのほか保育園及び認定こども園において、定員増を図った。			
				■ ② (人)	2号認定 1,626	2号認定 1,522	2号認定 1,451	A (95.3%)				
(3)	3号認定 (第3歳未満保育 の必要性あり)	3号は、満3歳未満の児 童で保育の必要性がある ことと判断される。	子ども相談課	■ ① (人)	1号認定 305	1号認定 265	1号認定 261	A (98.6%)	〈実績〉 待機児童は、年度当初はゼロであるが、年度末において20人発生している。（翌年度4月1日ではゼロとなっている。） 〈計画値〉 確保方針について、計画値を下回っているが、利用定員の増加分により、定員を上回って受け入れられている園もあり、ニーズに即した柔軟な対応ができた。令和2年4月から保育園が1園閉園し、そのほか保育園及び認定こども園において、定員増を図った。			
				■ ② (人)	2号認定 2	2号認定 3	2号認定 1	A (50%)				

(※) 自己評価は、幼児施設への申込者数に対して入園できた人数で評価した。

(自己評価について)
1 ひたち子どもプラン2020で定めた目標値（二計画値）については、平成30年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、国が示した算出シートを用いて算出した数値である。
2 日市の人口が減少により減少していることや利用希望が過多であったため、実際に利用する人数と算出された数値と異なる。
3 このため、自己評価に当たっては、実績と計画値との2つの評価を行った。
実績：実数や利用希望者に対してサービス提供の体制が整っていたのかなど
計画値：数値目標に対する実績数値等（利用者の数や園数の数など）
4 評価の考え方は下表のとおりである。

評価	評価の考え方
A	実数や利用希望者に対して十分なサービス提供体制が整っていたのを4段階で評価した。利用希望者等の85%以上が利用できた状況。
B	実数や利用希望者に対して、ほぼ利用可能な体制を整えていた（利用希望者等の70%以上85%未満が利用できる状況）。
C	実数や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていた（利用希望者等の50%以上70%未満が利用できる状況）。
D	実数や利用希望者に対して、利用可能な体制を整えていなかった（利用希望者等の50%未満しか利用できなかった状況）。
S	数値目標に対する実績数値等を比較し、5段階で評価した。計画値以上に入園している（計画値に対する実績が100%超）。
A	計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績85%以上100%以下）。
B	ほぼ計画どおりに進んでいる（計画値に対する実績70%以上85%未満）。
C	計画より若干遅れている（計画値に対する実績50%以上70%未満）。
D	大幅に遅れている（計画値に対する実績50%未満）。

上段：実績に対する評価
利用者数+量

下段：計画値に対する評価
確保方針の合計（利用定員）
実績+計画値

（自己評価について）上段：実績に対する評価
下段：計画値に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値	計画値	実績	自己評価	自己評価の補記事項	令和2年度 要員富員
	(9)	養育支援訪問事業 及び子どもを守る 地域ネットワーク 密着強化事業	【養育支援訪問事業】 育児ストレス、置居不安定な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。 【定住体制】子育て支援課・健康づくり推進課保健師、助産師 【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保児童児童虐待防止協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、相談支援課や児童虐待防止協議会の専門性強化、地域ネットワーク機能強化の連携強化を図る取組をします。	子育て支援課	養育支援訪問事業 【対象人数】 45人	45人	35人	A	該当するケースの増減はないが、体制は整っている。 【計画値】 ・達成率は、要人数のため77%ではあるが、1ケースへの平均訪問回数は7.5回で、最多訪問回は27回にも及び、定期的に訪問が必要なケースが増えている。 ・子育て支援課支援センター「すこやかひたち」の開始に伴い、保健師がケースの対応が増えている。保健師から子育て支援センターへは、自衛隊の支援となるため、相談の訪問となり、支援期間が長期化している。 ・養育が難しい家庭に対しての事業であるので、保健師、子ども家庭支援課等との連携強化は必須で、事業内容に合わせてより評価して良い部分がある。(実績)	・ケースの数が少なく、長期にわたる支援の必要性など、支援の中身の充実を評価の基準として表すように変更していくことが大切である。多岐にわたる支援が必要だが、適切なケースの方が支援を必要としていることと勘違いして、対応を進めていた。また、地域ネットワークからの情報提供と専門家の連携で早期発見、早期対応につなげるが体制作りが一層必要。
	(10)	子育て居場所事業 (コミュニティ)	保護者が、疾病、疲労、不安などにより児童の養育が困難となった場合等に、適切に保護できる児童相談施設等において養育・保護を行う事業です。 【確保内容】4施設(乳児院1、児童養護施設3)で実施を予定	子育て支援課	【利用者人数】 42人 【委託施設数】 4か所	42人 4か所	8人 2か所	A D (19.0%)	【実績】 7人(2歳以上) 1人(2歳未満)	
	(11)	子育て援助活動支援 事業 (ファシリター・サ ポート・センター 事業)	児童の病かり等の援助を受けられることと希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する研修・調整を行う事業です。 【確保内容】協力員による各種支援事業を実施 ・令和2年度人数 471人 利用員292人、協力員178人、ボランティア1人	子育て支援課	【一時預かり】 小学生の 放課後預かり 1,500人	1,500人	403人	A D (26.9%)	【実績】 ・利用人数は計画より少ないのは、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われるが、利用可能な体制は整えていた。 【計画値】 小学生の利用は少ないが、希望があった場合には利用できるとは考えている。また、急な変更も発生している。放課後の預かりに関しては、遅くまで開始する児童クラブが数少ない状況下で、小学生の放課後預かりの必要数が低下していることも予想される。	・困ったり、負担を抱えている保護者にもっと利用してほしい事業であると思う。事業内容を更に広く周知してほしい。 ・小学生の放課後預かりに関しては、公認密着の児童クラブの運営が充実してきていると予想しているが、良いことだと感じる。運営している学校で放課後のまま預けることが出来るような体制が充実することが重要だと思う。学校に併設されている公認密着の児童クラブの運営が、これまでに以上に柔軟で利用しやすくなることを期待する。

3 母子保健事業

（自己評価について）上段：業務に精通する程度
下段：計画面に対する評価

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	RO年統計項目		令和2年度		自己評価	自己評価の補記事項
					計画値	実績	計画	実績		
総合課 母子保健計画の推進 計画書P119～	(1)	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微鏡受精）に適用する費用の一部を助成する。また、不妊及び不妊治療に関する相談対応を行う。	担当課	【申請案件数】 （申請案件数） 5件	90件 （延130件）	61件 （92件）	A C (67.8%)	〈実績〉 すべての利用希望者に対して助成を行った。 〈計画値〉 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。	
										【申請案件数】 （申請案件数） 5件
	(2)	不育症治療費助成	不育症に悩む夫婦の経済的負担及び精神的負担の軽減を図る。保険外医療費を自己負担で支払う治療に該当した費用から、1回の検査及び処置費50,000円を助成とし、年度おおよそ11回、助成総額の上限が100万円までとなる。また、不育症及び不育症治療に関する相談対応を行う。	担当課	【利用案件数】 30件	12件	15件	A S (125%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 〈計画値〉 ・妊娠中から産後の支援の有用性について把握し、不安のある方には利用を勧奨している。 ・出産後、本人の希望があればすぐに利用できるように、その都度医療機関等と連絡・連携をしながら実施している。	
										【申請案件数】 （申請案件数） 30件
	(3)	産後ケア	出産後4か月以内の支援者がいない、胃腸不安のある方を対象に、医療機関や産院で、産後、産前、産後、産後による心身のケアなどを行う。	担当課	【受診率(%)】 95%	98.0%	100.5%	A S (102.6%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・産後ケアの体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。	
										【受診率(%)】 80%
	(4)	乳児健康診査 第1回（3～6か月） 【医療機関健診】	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を順次に医療機関に委託して行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。	
										【受診率(%)】 98%
	(5)	乳児健康診査 第2回（6～11か月） 【医療機関健診】	生後1歳未満までの乳児に健康診査を実施し、乳児の健康増進を図る。前期（生後3～6か月）、後期（生後9～11か月）の各1回を順次に医療機関に委託して行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。	
										【受診率(%)】 98%
(6)	幼児健康診査 1歳 6か月児健康診査 【集団健診】	幼児初期の健康診査の実施により、運動機能、精神発達、発達の進捗の把握や育児支援を行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
									【受診率(%)】 98%	98.0%
(7)	幼児健康診査 3歳 児健康診査 【集団健診】	幼児初期において身体発達及び精神発達等の面から最も重要である3歳児に対して、医師・歯科医師等による健康診査及び発達の把握、発達支援を実施する。また保健師等による個別指導や母親の育児支援を行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
									【受診率(%)】 98%	98.0%
(8)	予防接種 4種混合	百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ（4種混合）のうち、特に乳児が罹患すると重症化しやすい百日咳を防ぐため、生後3か月から接種を行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
									【受診率(%)】 98%	98.0%
(9)	予防接種 麻疹 風疹（1期）	麻疹と風疹を予防するために、1歳から2歳に至る幼児を対象に接種を行う。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
									【受診率(%)】 98%	98.0%
(10)	乳児1か月健康診査	健康を早期に発見し治療につなげるため、産後1か月の健康診査を乳児に実施する。	担当課	【受診率(%)】 98%	98.0%	101.0%	A S (103.1%)	〈実績〉 すべての利用希望者が健診を受診できる体制を整えていた。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えなどにより例年よりも助成件数は減少した。 ・国、県や他市町村の動向をみながら助成内容を検討していく。 ・引き続き、助成事業の周知を図る。		
									【受診率(%)】 98%	98.0%

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値		計画値	実績	令和2年度 自己評価の特性事項		委員高見
					実施回数(回) (実施対象数 (人))	計画回数(回) (計画対象数 (人))			自己評価	自己評価	
	(11)	幼児健康診査等事後指導(のびっこくらぶ)	1歳6か月幼児健康診査、3歳児健康診査、幼児の家庭訪問等の結果から事後指導が必要な子と保護者を対象に、小集団の中で遊びやふれあいを通し、子どもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう、保護者に子どもとの関わり方を指導、助言する。		【実施回数(回) (実施対象数 (人)) 66回 (400人)	66回 (400人)	40回 (236人)	A	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が出された期間の26回を中止し、個別相談(のびのび相談)で対応した。</p> <p>〈計画値〉 子どもとの関わり方不安を多く保護者が多いことから、親子にとって適切な時期に利用できるような体制を整えていく。</p>	<p>【のびっこくらぶ】 ・コロナ禍で教室がお休みになっても、盛瀬庭園に個別相談(のびのび相談等)人と軽装し対応したことは、心配事を抱える親にはとても心強いと思う。</p> <p>・日常的に相談できる人や、同じ子育て中の人がいない母親が多いと思われる。気軽に利用できる体制の整備を期待する。</p> <p>【のびっこくらぶ、のびのび相談、発達相談支援】 ・障がい児の早期発見と、その後の対応にとても効果的な働きをしている。</p> <p>・年々対象児が増えているので、専門家を配置し、実施回数を増やし、なるべく早い支援体制を作る必要がある。</p>	
	(12)	幼児健康診査等事後指導(のびのび相談)	幼児期の不安について希望により保育相談、発達相談を行う。		【実施回数(回) (実施対象数 (人)) 22回 (125人)	22回 (125人)	36回 (137人)	A S (66.6%)	<p>〈実績〉 新型コロナウイルス感染拡大防止により、小集団活動であるのびっこくらぶを中止したため、相談枠を増やして対応した。</p> <p>〈計画値〉 相談希望者が増え、親子にとって適切な時期に利用できるような体制を整えていく。</p>		
	(13)	幼児健康診査等事後指導(発達相談支援)	乳幼児の健康診査及び相談、医療機関、訪問等から発見された問題のある子どもに対応して、小児神経専門医の診察及び指導により障害の早期発見に努めることにも、必要により療育につなげる。	障がい児課	【実施回数(回) (実施対象数 (人)) 6回 (24人)	6回 (24人)	4回 (16人)	A C (66.6%)	<p>〈実績〉 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が出されていた2回は中止となり、急ぎの対応が必要な場合は、病児急診に搬送した。</p> <p>〈計画値〉 日立児童館にて小児神経科医の診察を受けられる機会である。引き継ぎ、関係機関、療育機関とも連携をとり、支援をしている。</p>		
	(14)	妊婦訪問	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が訪問による個別支援を行う。		【実施回数(回) (実施対象数 (人)) 30回	30回	21回	A B (70%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えてきた。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、訪問ではなく電話等で対応したケースもあった。</p> <p>〈計画値〉 若法妊娠、産科医療機関と連携をとりながら対応する妊婦が増えている。</p>		
	(15)	幼児訪問			【実施回数(回) (実施対象数 (人)) 210回	210回	577回	S S (274.8%)	<p>〈実績〉 すべての該当者に対応できる体制を整えていた。</p> <p>〈計画値〉 家庭訪問に加えて、新指導員である5歳児健康診査対象となる幼稚園・保育園への個別訪問を行い支援を行うことができた。</p>	<p>【幼児訪問】 ・計画値よりも大幅増の577回の実施については、しっかりと対応している。今後も支援体制をしっかりと整えてほしい。</p>	

区分	NO	事業名	事業概要	担当課	R6年度計画値		令和2年度		委員意見
					計画値	実績	自己評価	自己評価の特色事項	
(16)	いのちの教育 小学校	いのちの教育 小学校	児童期の子を対象に、乳幼児との心れあいや身体接触等の機会を減らして自己の生命を脅かす気持ちは育てないことを認識させる。また、児童期の子どもを指し示すことについて、保護者や周囲の状況や対応の仕方についての知識を普及する。		【小学校数(校)】 25校	25校	0校	A	<p>市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校中止となった。</p> <p>〈実績〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校中止となった。</p> <p>〈計画値〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校中止となった。</p> <p>〈計画値〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校中止となった。</p> <p>〈計画値〉 市内全校で実施できる体制を整えていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全校中止となった。</p>
					【中学校数(校)】 17校	17校	0校	A	
					【高校数(校)】 9校	9校	4校	A	
(17)	いのちの教育 中学校	いのちの教育 中学校							
(18)	ライフプラン教育 高等学校	ライフプラン教育 高等学校							
(19)	食育推進事業	小学生・中学生の健全な食育を旨として、正しい食生活をすすめる支援をする。			【実施回数(回)】 10回	9回	0回	A	
(20)	歯と口の健康教育	市内の中学生を対象に、歯周病についての基礎的な知識と喫煙の害について正しい知識の普及を図る。			【実施回数(回)】 15回	15回	0回	A	
(21)	がん予防・生活習慣病予防教育	がん予防・生活習慣病予防教育			【実施回数(回)】 5回	3回	0回	A	

4 その他の意見

区分	委員意見
その他	<p>(1) 全体に対して 事業計画に対して、大半の項目が評価A以上となっており、新型コロナウイルス感染症予防との両立に苦勞された点も含め評価したい。 一方、評価C、Dの項目については、新型コロナウイルス感染拡大の局面において、やむなく中止せざるを得ない部分もあったかと思うが、より一層の取り組み強化に期待したい。</p> <p>(2) サポートファイルについて 子ども発達相談センターの初回面接時に配布という枠を設けると、重く受け止める方もいると思う。広く気軽に使用してもらえよう配布方法等の見直しを行っても良いのではないか。また、保育士や幼稚園、小学校の先生等に認知してもらうことも重要だと思う。</p>